

制限外積載（設備外積載、荷台乗車）申請書記載例

【車両の種類】
自動車の種別を記入してください。
例「普通貨物車」「中型貨物車」等
トレーラーについては、セミトレーラー、フルトレーラー等

【日付】
実際に窓口へ申請する日を記入してください。

【免許関係】
申請者（運転者）の免許種別、番号を記載。

【申請者住所・氏名】
・ 運転者の住所、氏名を記入してください。
・ 会社の業務として車両を運行しようとする場合には、「法人名」を併せて記入してください。また、運転手が複数の場合は、運転者一覧表を添付してください。

該当する申請以外は二重線を引いてください。

制限外積載
~~設備外積載~~
~~荷台乗車~~

許可申請書
令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇警察署長殿
申請者住所 高松市番町四丁目1番10号
氏名 長々運輸(株) 長物 積蔵
087-833-0110

申請者の免許の種類 **大型・けん引** 免許証番号 **810801009999**

車両の種類 **大型貨物車** 番号標に表示されている番号 **香川11ん999**

車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	10.0m	2.5m	3.5m	9,800Kg

運搬品名 **鉄筋柱(14m)** (コンクリート柱、橋桁鋼材など、具体的に記入。)

制限をこえる大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	1.5m	— m	— m	— Kg

制限をこえる積載の方法	前	後	左	右
	— m	1.5m	— m	— m

設備外積載の場所 _____ 荷台に乗せる人員 _____

運転の期間 令和〇〇年 4月 1日から 同年 4月 7日まで

運転経路	出発地	経由地	目的地
	高松市番町〇〇番地 (株)番町鉄鋼	坂出市〇〇町	観音寺市〇〇町〇〇 (株)〇×産業

通行する道路 高松市道～国道〇〇号～県道〇〇号～観音寺市道

第 _____ 号 制限外許可

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと

条件	
----	--

年 _____ 月 _____ 日 警察署長 印

【運転期間】
許可期間は最大1年以内で、必要な期間に限ります。

【制限をこえる積載の方法】
○ 前・後…車体の前後からそれぞれ車長+車長の1/10を超えた長さを記載。
○ 左・右…車幅からそれぞれ車幅+車幅の1/10を超えた幅を記載。

【制限をこえる大きさ又は重量】
○ 長さ…車長+車長の2/10を超えた長さを記入。
○ 幅…車幅+車幅の2/10を越えた幅を記載。
○ 高さ…積荷を積載した状態で、地表から3.8mを超えた高さを記載(軽四は2.5m)
○ 重量…許可対象外です。
《貨物を積載した状態が道路法(車両制限令)の「一般的制限値」を超える場合は、道路管理者の特殊車両通行許可が必要です。》

【設備外積載】【荷台乗車】
〔設備外積載〕
車両の屋根上など、積載設備以外に荷物を載せる場合に必要です。
〔荷台乗車〕
貨物車(トラック)などの荷台に人員を乗車させる際に必要ですが、危険防止の観点から、やむを得ない理由があり、必要な措置が全て取られている場合以外は、原則、許可の対象外です。
《実車審査が必要な場合もあります。詳しくは、最寄りの警察署へお問い合わせください。》

【運転経路】
出発地、経由地、目的地をそれぞれ詳しく記入してください。
通行する道路は、経路上の道路名称をそれぞれ記入してください。
なお、運転経路が多数で申請書に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として、運転経路表などを添付してください。

【制限をこえる積載の方法】
○ 前・後…車体の前後からそれぞれ車長+車長の1/10を超えた長さを記載。
○ 左・右…車幅からそれぞれ車幅+車幅の1/10を超えた幅を記載。

【制限をこえる大きさ又は重量】
○ 長さ…車長+車長の2/10を超えた長さを記入。
○ 幅…車幅+車幅の2/10を越えた幅を記載。
○ 高さ…積荷を積載した状態で、地表から3.8mを超えた高さを記載(軽四は2.5m)
○ 重量…許可対象外です。
《貨物を積載した状態が道路法(車両制限令)の「一般的制限値」を超える場合は、道路管理者の特殊車両通行許可が必要です。》

【制限をこえる積載の方法】
○ 前・後…車体の前後からそれぞれ車長+車長の1/10を超えた長さを記載。
○ 左・右…車幅からそれぞれ車幅+車幅の1/10を超えた幅を記載。

【設備外積載】【荷台乗車】
〔設備外積載〕
車両の屋根上など、積載設備以外に荷物を載せる場合に必要です。
〔荷台乗車〕
貨物車(トラック)などの荷台に人員を乗車させる際に必要ですが、危険防止の観点から、やむを得ない理由があり、必要な措置が全て取られている場合以外は、原則、許可の対象外です。
《実車審査が必要な場合もあります。詳しくは、最寄りの警察署へお問い合わせください。》

【運転経路】
出発地、経由地、目的地をそれぞれ詳しく記入してください。
通行する道路は、経路上の道路名称をそれぞれ記入してください。
なお、運転経路が多数で申請書に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として、運転経路表などを添付してください。

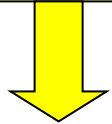
【制限をこえる積載の方法】
○ 前・後…車体の前後からそれぞれ車長+車長の1/10を超えた長さを記載。
○ 左・右…車幅からそれぞれ車幅+車幅の1/10を超えた幅を記載。

制限外積載の考え方や許可範囲についての詳細は下記を参照してください。

記入する

記入しない

この灰色の部分には何も記載しないこと!



注意事項！

- ☆ 制限外許可申請書は同じもの（添付書類含む）を2部作成のうえ、出発地を管轄する警察署へ申請してください。
- ☆ 申請に必要な書類は、①申請書 のほか、②通行経路を明らかにする図面 ③積載物の諸元表 ④車検証 などです。
- ☆ 運転者が複数の場合は、運転者一覧表を申請書に添付して下さい。（ダウンロード可）
- ☆ 制限外積載の許可申請を行うには、*分割できない貨物であること。*他の手段・方法では運搬が不可能であること。*運転に支障を及ぼさず、他に迷惑を及ぼさない積載方法であること。*転落防止措置や危険防止措置が十分であること。を全て満たす必要があります。

制限外積載の許可制限

○制限外積載の許可範囲（二輪等は除く）

〔根拠法令 道路交通法実施規程〕

	政令で定める基準	許可の最大制限（MAX）
積載物の長さ	車長の長さ+その10分の2	車長の長さ+その10分の5まで (ただしトラックで16m、セミトレーラーで17m、フルトレーラーで19m、ダブルス連結車で21mまで)
積載物の高さ	地面から3.8m(軽四は2.5m)	地面から4.3mまで(軽四は3.0m)
積載物の幅	車幅+その10分の2	車体の幅+1m(ただし3.5mまで) (また、左右のはみ出し幅は0.5mまで)
積載方法	車体の前後それぞれから車長の10分の1 車体の左右それぞれから車幅の10分の1	車体の前後それぞれから車長の長さの10分の3まで

***重量に関しては、車検証の範囲内を超過する許可は対象となりません。**

なお、車両の大きさについては、道路法及び車両制限令で一般的限界がそれぞれ、

長さ…12.0メートル(ただしセミトレ16.5m、フルトレ18.0m)まで

幅 …2.5メートルまで

高さ…3.8メートル(4.1メートル指定道路は除く)まで

と定められ、**車両そのものの大きさ又は貨物を積載した状態において、この数値をいずれかでも超過する場合は道路管理者の『特殊車両通行許可(認定)』が必要になります。**

また、原則、許可の最大制限を超えて貨物を積載することはできませんが、やむを得ない特段の事情があり、他の手段・方法が無い場合に限っては、制限外積載許可を認める場合があります。

詳しくは最寄りの警察署交通課へお問い合わせください。

制限外積載(長さや方法、幅、高さ)に関する考え方

制限外積載について疑問や問い合わせが多いのは、

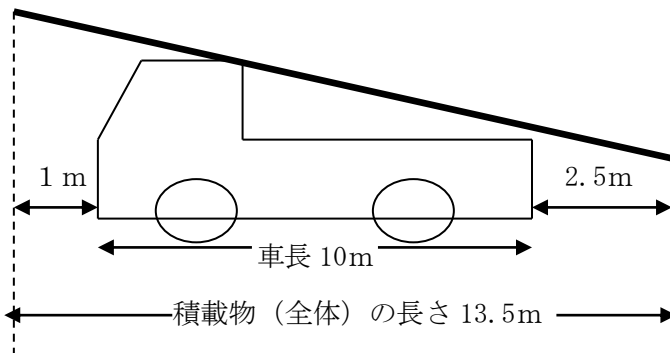
「制限をこえる大きさ又は重量」…主に積載物の長さや高さ

「制限をこえる積載の方法」…主に前後左右への積載物のはみ出し

の違いです。法的に考え方が異なる数値ですので、端的に言えば申請書に記入するこの二つの数値が必ずしもイコールになるとは限りません。

以下に簡単な例を示していますので、参考にしながら申請書を記入して下さい。

① 長さ及び方法

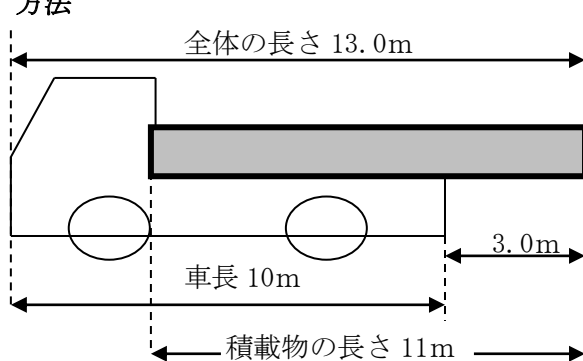


積載物の長さは車長+その 10 分の 2 (12m) を 1.5m 超過している。
 積載の方法は車体の前後から車長の 10 分の 1 まで許可不要であるので、制限を越えるのは後ろに 1.5m となる。
 このため、記載を要するのは制限をこえる大きさ (長さ) の 1.5m と、制限をこえる積載の方法 (後) 1.5m である。

注) 全体の長さが 12m を超えるので、道路管理者の特殊車両通行許可が必要

制限をこえる大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	1.5m	/ m	/ m	/ kg
制限をこえる積載の方法	前	後	左	右
	/ m	1.5m	/ m	/ m

② 方法

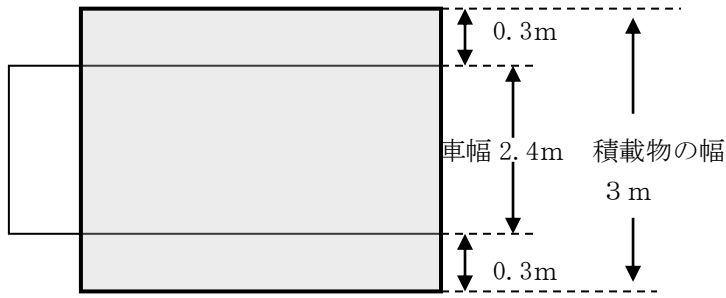


積載物の長さは車長+その 10 分の 1 (11m) の範囲内であり、長さに対する許可は不要である。
 積載の方法は車体の前後から車長の 10 分の 1 まで許可不要であるが、後ろに 3.0m 突き出すため、後方への積載方法を 2.0m 超過している。
 このため、記載を要するのは制限をこえる積載の方法 (後) 2.0m のみである。

注) 全体の長さが 12m を超えるので、道路管理者の特殊車両通行許可が必要

制限をこえる大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	/ m	/ m	/ m	/ kg
制限をこえる積載の方法	前	後	左	右
	/ m	2.0m	/ m	/ m

③ 幅

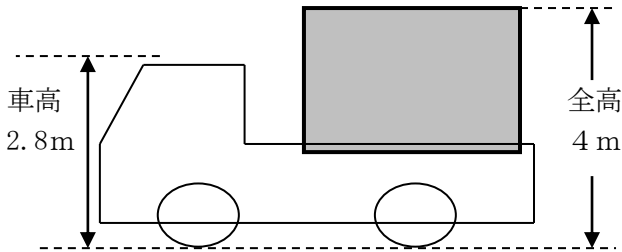


積載物の幅は、車幅+その10分の2 (2.88m) を0.12m超過している。
 積載の方法は車体の左右から車幅+その10分の1 (0.24m) を左右それぞれ、0.06mはみ出している。
 このため記載を要するのは、制限を超える大きさ(幅)の0.12mと、積載の方法、左 0.06m、右 0.06mである。

注) 全体の幅が2.5mを超えるので、道路管理者の特殊車両通行許可が必要

制限をこえる大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	/ m	0.12m	/ m	/ kg
制限をこえる積載の方法	前	後	左	右
	/ m	/ m	0.06m	0.06m

④ 高さ (普通車以上の場合)



積載物の高さは3.8mからその自動車の積載する場所の高さを減じた高さまで認められていることから、制限を越える0.2mについて記載が必要となる。

注) 全体の高さが3.8mを超えるので、道路管理者の特殊車両通行許可が必要

制限をこえる大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	/ m	/ m	0.2m	/ kg
制限をこえる積載の方法	前	後	左	右
	/ m	/ m	/ m	/ m